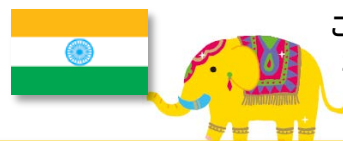


# 法整備による改革が進むインド



政権への高い支持率を背景に、議会のねじれにより積年の課題だった法整備によるビジネス環境改革が進んでいます。

破綻処理に際しては、旧来からある複数の法律が複雑に絡み合い処理の妨げとなっていました。新たな破産法に一本化され専門家機関や処分決定期限が設けられたことで、迅速な手続きが可能となりました。特に、銀行が抱える不良債権処理の進展が期待されており、それに関連して中央銀行権限を強化する法改正がこの5月に行なわれました。

GST（物品・サービス税）については、州や物品・サービス毎に異なる複雑な課税体系が問題となっていました。今後は物品とサービスの供給に係る諸税が一本化されることで生産・輸送コストの大幅な低下と税収基盤の拡大が見込まれます。2016年8月の上院でのGST法案可決以降、2017年3月に関連法案がGST委員会で承認、その後調整が続いていたサービス税と物品別の税率がこのほどほぼ決定され、いよいよ7月導入開始の可能性が高まってきました。

## ■各国の破綻処理ランキング

1	フィンランド		：
2	日本	53	中国
3	ドイツ		：
4	韓国	136	インド
5	米国		：

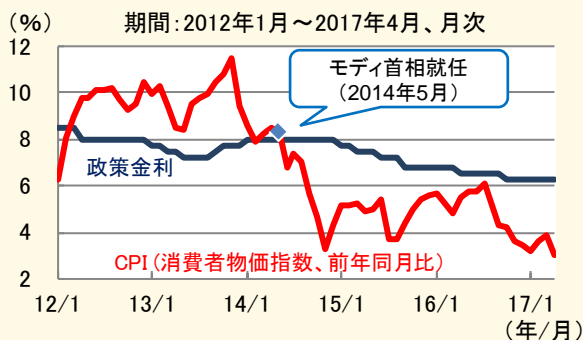
(注)全190か国中、順位が高いほど、破綻処理について高評価  
(出所)世界銀行『Doing Business 2017』データを基に  
野村アセットマネジメント作成

## ■インドのGST(Goods and Services Tax)法の概要

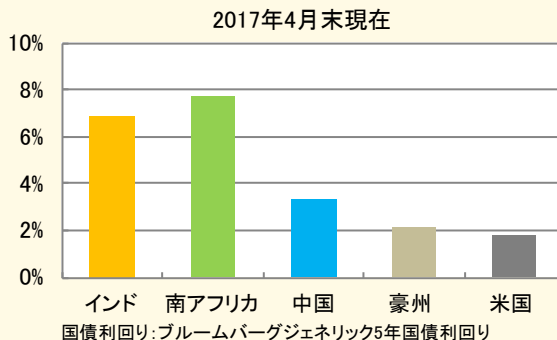
- 以下の3つから構成される。
  - CGST (Central GST)
  - SGST (State GST)
  - IGST (Integrated GST)
- 同州内の取引には①②、州をまたぐ取引には③が課される。
- 物品税率およびサービス税率は、いずれも0%、5%、12%、18%、28%の5段階。約1,200品目の物品のうち、生の野菜や果物、卵、牛乳、小麦粉などの必需品や、一部のサービスについては0%となる。

(出所)JETRO、各種報道資料を基に野村アセットマネジメント作成

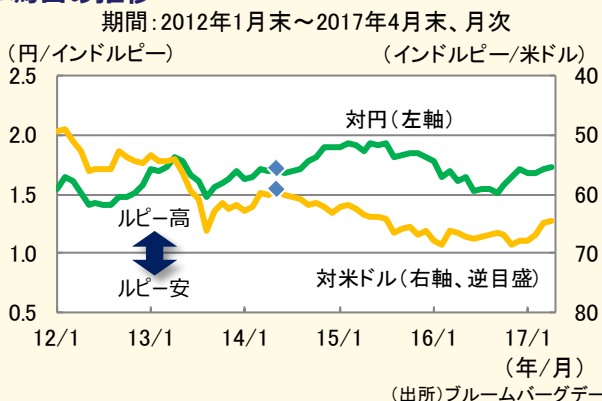
## ■政策金利とインフレ率の推移



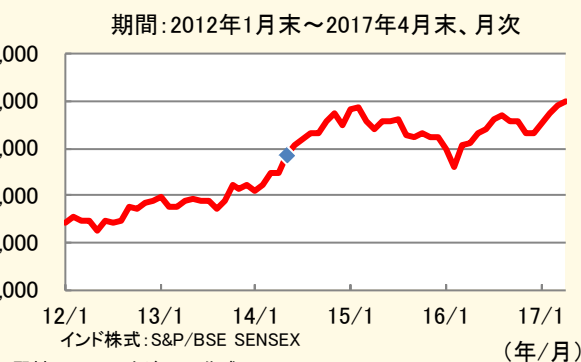
## ■各国の国債利回り比較



## ■為替の推移



## ■インド株式指数の推移



(出所)ブルームバーグデータを基に野村アセットマネジメント作成

上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。

## 【野村アセットマネジメントからのお知らせ】

### ■投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし、投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をよくご覧下さい。

### ■投資信託に係る費用について

2017年5月現在

<p>ご購入時手数料 《上限4.32%(税込み)》</p>	<p>投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。投資信託によっては、換金時(および償還時)に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。</p>
<p>運用管理費用(信託報酬) 《上限2.1816%(税込み)》</p>	<p>投資家はその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。</li> <li>*ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。</li> </ul>
<p>信託財産留保額 《上限0.5%》</p>	<p>投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。</p>
<p>その他の費用</p>	<p>上記の他に、「組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《ご注意》上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をご覧下さい。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。

## 野村アセットマネジメント

商号：野村アセットマネジメント株式会社  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号  
 加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会